

## 医薬品インタビューフォーム

日本病院薬剤師会の I F 記載要領 2013 に準拠して作成

劇薬 外用副腎皮質ホルモン剤

# デキサメタゾンプロピオン酸エステル 軟膏0.1%「ラクール」

# デキサメタゾンプロピオン酸エステル クリーム0.1%「ラクール」

DEXAMETHASONE PROPIONATE OINTMENT 0.1%

DEXAMETHASONE PROPIONATE CREAM 0.1%

[デキサメタゾンプロピオン酸エステル製剤]

剤形	軟膏剤
製剤の規制区分	劇薬
規格・含量	1g中デキサメタゾンプロピオン酸エステル1mgを含有する。
一般名	和名：デキサメタゾンプロピオン酸エステル 洋名：Dexamethasone propionate
製造販売承認年月日 薬価基準収載 ・発売年月日	製造販売承認年月日： デキサメタゾンプロピオン酸エステル軟膏0.1%：2018年12月28日 デキサメタゾンプロピオン酸エステルクリーム0.1%：2018年12月28日 薬価基準収載年月：2019年6月 発売年月：2019年6月
開発・製造販売（輸入）・ 提携・販売会社名	製造販売元：東光薬品工業株式会社 発売元：ラクール薬品販売株式会社
医薬情報担当者の連絡先	
問い合わせ窓口	ラクール薬品販売株式会社 DI室 TEL：03-3899-8881 FAX：03-3853-9641 医療関係者向けホームページ： <a href="http://www.rakool.co.jp">http://www.rakool.co.jp</a>

本 I F は 2019 年 5 月改訂の添付文書の記載に基づき改訂した。

最新の添付文書情報は、医薬品医療機器情報提供ホームページ <http://www.info.pmda.go.jp/>にてご確認下さい。

## 1. 医薬品インタビューフォーム作成の経緯

医療用医薬品の基本的な要約情報として医療用医薬品添付文書（以下、添付文書と略す）がある。医療現場で医師・薬剤師等の医療従事者が日常業務に必要な医薬品の適正使用情報を活用する際には、添付文書に記載された情報を裏付ける更に詳細な情報が必要な場合がある。

医療現場では、当該医薬品について製薬企業の医薬情報担当者等に情報の追加請求や質疑をして情報を補完して対処してきている。この際に必要な情報を網羅的に入手するための情報リストとしてインタビューフォームが誕生した。

昭和 63 年日本病院薬剤師会（以下、日病薬と略す）学術第 2 小委員会が「医薬品インタビューフォーム」（以下、I F と略す）の位置付け並びに I F 記載様式を策定した。その後、医療従事者向け並びに患者向け医薬品情報ニーズの変化を受けて、平成 10 年 9 月に日病薬学術第 3 小委員会において I F 記載要領の改訂が行われた。

更に 10 年が経過した現在、医薬品情報の創り手である製薬企業、使い手である医療現場の薬剤師、双方にとって薬事・医療環境は大きく変化したことを受けて、平成 20 年 9 月に日病薬医薬情報委員会において新たな I F 記載要領 2008 が策定された。

I F 記載要領 2008 では、I F を紙媒体の冊子として提供する方式から、PDF 等の電磁的データとして提供すること（e-I F）が原則となった。この変更にあわせて、添付文書において「効能・効果の追加」、「警告・禁忌・重要な基本的注意の改訂」などの改訂があった場合に、改訂の根拠データを追加した最新版の e-I F が提供されることとなった。

最新版の e-I F は、（独）医薬品医療機器総合機構の医薬品情報提供ホームページ（<http://www.info.pmda.go.jp/>）から一括して入手可能となっている。日本病院薬剤師会では、e-I F を掲載する医薬品情報提供ホームページが公的サイトであることに配慮して、薬価基準収載にあわせて e-I F の情報を検討する組織を設置して、個々の I F が添付文書を補完する適正使用情報として適切か審査・検討することとした。

平成 20 年より年 4 回のインタビューフォーム検討会を開催した中で指摘してきた事項を再評価し、製薬企業にとっても、医師・薬剤師等にとっても、効率の良い情報源とすることを考えた。そこで今般、I F 記載要領の一部改訂を行い I F 記載要領 2013 として公表する運びとなった。

## 2. I F とは

I F は「添付文書等の情報を補完し、薬剤師等の医療従事者にとって日常業務に必要な、医薬品の品質管理のための情報、処方設計のための情報、調剤のための情報、医薬品の適正使用のための情報等が集約された総合的な個別の医薬品解説書として、日病薬が記載要領を策定し、薬剤師等のために当該医薬品の製薬企業に作成及び提供を依頼している学術資料」と位置付けられる。

ただし、薬事法・製薬企業機密等に関わるもの、製薬企業の製剤努力を無効にするもの及び薬剤師自らが評価・判断・提供すべき事項等は I F の記載事項とはならない。言い換えると、製薬企業から提供された I F は、薬剤師自らが評価・判断・臨床適応するとともに、必要な補完をするものという認識を持つことを前提としている。

### [ I F の様式 ]

- ①規格はA 4判、横書きとし、原則として9ポイント以上の字体（図表は除く）で記載し、一色刷りとする。ただし、添付文書で赤枠・赤字を用いた場合には、電子媒体ではこれに従うものとする。
- ② I F 記載要領に基づき作成し、各項目名はゴシック体で記載する。
- ③表紙の記載は統一し、表紙に続けて日病薬作成の「 I F 利用の手引きの概要」の全文を記載するものとし、2頁にまとめる。

### [ I F の作成 ]

- ① I F は原則として製剤の投与経路別（内用剤、注射剤、外用剤）に作成される。
- ② I F に記載する項目及び配列は日病薬が策定した I F 記載要領に準拠する。
- ③添付文書の内容を補完するとの I F の主旨に沿って必要な情報が記載される。
- ④製薬企業の機密等に関するもの、製薬企業の製剤努力を無効にするもの及び薬剤師をはじめ医療従事者自らが評価・判断・提供すべき事項については記載されない。
- ⑤「医薬品インタビューフォーム記載要領 2013」（以下、「 I F 記載要領 2013」と略す）により作成された I F は、電子媒体での提供を基本とし、必要に応じて薬剤師が電子媒体（ P D F ）から印刷して使用する。企業での製本は必須ではない。

### [ I F の発行 ]

- ① 「 I F 記載要領 2013」は、平成 25 年 10 月以降に承認された新医薬品から適用となる。
- ② 上記以外の医薬品については、「 I F 記載要領 2013」による作成・提供は強制されるものではない。
- ③使用上の注意の改訂、再審査結果、又は再評価結果（臨床再評価）が公表された時点並びに適応症の拡大等がなされ、記載すべき内容が大きく変わった場合には I F が改訂される。

## 3. I F の利用にあたって

「 I F 記載要領 2013」においては、 P D F ファイルによる電子媒体での提供を基本としている。情報を利用する薬剤師は、電子媒体から印刷して利用することが原則である。

電子媒体の I F については、医薬品医療機器総合機構の医薬品医療機器情報提供ホームページに掲載場所が設定されている。

製薬企業は「医薬品インタビューフォーム作成の手引き」に従って作成・提供するが、 I F の原点を踏まえ、医療現場に不足している情報や I F 作成時に記載し難い情報等については製薬企業の M R 等へのインタビューにより薬剤師等自らが内容を充実させ、 I F の利用性を高める必要がある。また、随時改訂される使用上の注意等に関する事項に関しては、 I F が改訂されるまでの間は、当該医薬品の製薬企業が提供する添付文書やお知らせ文書等、あるいは医薬品医療機器情報配信サービスにより薬剤師等自らが整備するとともに、 I F の使用にあたっては、最新の添付文書を医薬品医療機器情報提供ホームページで確認する。

なお、適正使用や安全性の確保の点から記載されている「臨床成績」や「主な外国での発売状況」に関する項目等は承認事項に関わることもあり、その取扱いには十分注意すべきである。

## 4. 利用に際しての留意点

I F を薬剤師等の日常業務において欠かすことができない医薬品情報源として活用して頂き

たい。しかし、薬事法や医療用医薬品プロモーションコード等による規制により、製薬企業が医薬品情報として提供できる範囲には自ずと限界がある。I Fは日病薬の記載要領を受けて、当該医薬品の製薬企業が作成・提供するものであることから、記載・表現には制約を受けざるを得ないことを認識しておかなければならない。

また製薬企業は、I Fがあくまでも添付文書を補完する情報資材であり、インターネットでの公開等も踏まえ、薬事法上の広告規制に抵触しないよう留意し作成されていることを理解して情報を活用する必要がある。

(2013年4月改訂)

---

# 目 次

---

I. 概要に関する項目	
1. 開発の経緯	1
2. 製品の治療学的・製剤学的特性	1
II. 名称に関する項目	
1. 販売名	1
2. 一般名	1
3. 構造式又は示性式	2
4. 分子式及び分子量	2
5. 化学名（命名法）	2
6. 慣用名、別名、略号、記号番号	2
7. CAS 登録番号	2
III. 有効成分に関する項目	
1. 物理化学的性質	2
2. 有効成分の各種条件下における安定性	3
3. 有効成分の確認試験法	3
4. 有効成分の定量法	3
IV. 製剤に関する項目	
1. 剤形	3
2. 製剤の組成	3
3. 用時溶解して使用する製剤の調製法	4
4. 懸濁剤、乳剤の分散性に対する注意	4
5. 製剤の各種条件下における安定性	4
6. 溶解後の安定性	4
7. 他剤との配合変化（物理化学的変化）	4
8. 溶出性	4
9. 生物学的試験法	4
10. 製剤中の有効成分の確認試験法	4
11. 製剤中の有効成分の定量法	4
12. 力価	4
13. 混入する可能性のある夾雑物	4
14. 注意が必要な容器・外観が特殊な容器に関する情報	4
15. 刺激性	4
16. その他	4

V. 治療に関する項目	
1. 効能又は効果	4
2. 用法及び用量	5
3. 臨床成績	5
VI. 薬効薬理に関する項目	
1. 薬理的に関連ある化合物又は化合物群	5
2. 薬理作用	5
VII. 薬物動態に関する項目	
1. 血中濃度の推移・測定法	5
2. 薬物速度論的パラメータ	6
3. 吸収	6
4. 分布	6
5. 代謝	6
6. 排泄	6
7. トランスポーターに関する情報	7
8. 透析等による除去率	7
VIII. 安全性（使用上の注意等）に関する項目	
1. 警告内容とその理由	7
2. 禁忌内容とその理由（原則禁忌を含む）	7
3. 効能・効果に関連する使用上の注意とその理由	7
4. 用法・用量に関連する使用上の注意とその理由	7
5. 慎重投与内容とその理由	7
6. 重要な基本的注意とその理由及び処置方法	7
7. 相互作用	7
8. 副作用	8
9. 高齢者への投与	8
10. 妊婦、産婦、授乳婦等への投与	9
11. 小児等への投与	9
12. 臨床検査結果に及ぼす影響	9
13. 過量投与	9
14. 適用上の注意	9
15. その他の注意	9
16. その他	9
IX. 非臨床試験に関する項目	
1. 薬理試験	9
2. 毒性試験	9
X. 管理的事項に関する項目	
1. 規制区分	9

2. 有効期間又は使用期限	1 0
3. 貯法・保存条件	1 0
4. 薬剤取扱い上の注意点	1 0
5. 承認条件等	1 0
6. 包装	1 0
7. 容器の材質	1 0
8. 同一成分・同効薬	1 0
9. 国際誕生年月日	1 0
10. 製造販売承認年月日及び承認番号	1 0
11. 薬価基準収載年月日	1 0
12. 効能又は効果追加、用法及び用量変更追加等の年月日及びその内容	1 1
13. 再審査結果、再評価結果公表年月日及びその内容	1 1
14. 再審査期間	1 1
15. 投薬期間制限医薬品に関する情報	1 1
16. 各種コード	1 1
17. 保険給付上の注意	1 1
X I. 文献	
1. 引用文献	1 1
2. その他の参考文献	1 1
X II. 参考資料	
1. 主な外国での発売状況	1 1
2. 海外における臨床支援情報	1 1
X III. 備考	
その他の関連資料	1 1

## I. 概要に関する項目

### 1. 開発の経緯

主薬のデキサメタゾンプロピオン酸エステルは、大鵬薬品工業株式会社で開発された合成副腎皮質ステロイドで、抗炎症作用の指標であるヒト血管収縮試験において、ベタメタゾン吉草酸エステル及びベタメタゾンジプロピオン酸エステルより強い収縮作用が認められている。一方、ステロイド潮紅等の局所への影響及び副腎皮質機能抑制を主とする全身への影響は、ベタメタゾン吉草酸エステルと同等であることより、強力な局所抗炎症作用を有し、かつ安全性の高い薬剤であると考えられ、臨床においては効果発現が早く、湿疹・皮膚炎群、痒疹群をはじめとする各種皮膚疾患に有用性が認められている。そこで、あらゆるスキンコンディションに適用するために、長生堂製薬株式会社により「デルムサット軟膏」及び「デルムサットクリーム」が開発された。東光薬品工業株式会社は、上記医薬品の承認を 2005 年 9 月に承継し、2007 年 7 月に上市した。なお、「デルムサット軟膏」及び「デルムサットクリーム」は、2008 年 6 月に医療事故防止のための名称変更を行い、「デルムサット軟膏 0.1%」及び「デルムサットクリーム 0.1%」として上市した。また、さらに 2019 年 6 月にそれぞれ「デキサメタゾンプロピオン酸エステル軟膏 0.1%「ラクール」」及び「デキサメタゾンプロピオン酸エステルクリーム 0.1%「ラクール」」に名称変更し、上市した。

### 2. 製品の治療学的・製剤学的特性

デキサメタゾンプロピオン酸エステル軟膏 0.1%「ラクール」は白色ワセリン、流動パラフィンを含有する外用副腎皮質ホルモン配合軟膏剤で、デキサメタゾンプロピオン酸エステルクリーム 0.1%「ラクール」は W/O 型クリーム状の外用副腎皮質ホルモン配合クリーム剤である。

## II. 名称に関する項目

### 1. 販売名

#### (1) 和名

デキサメタゾンプロピオン酸エステル軟膏 0.1%「ラクール」

デキサメタゾンプロピオン酸エステルクリーム 0.1%「ラクール」

#### (2) 洋名

DEXAMETHASONE PROPIONATE OINTMENT 0.1%「RAKOOL」

DEXAMETHASONE PROPIONATE CREAM 0.1%「RAKOOL」

#### (3) 名称の由来

一般名＋剤形＋成分濃度＋屋号

### 2. 一般名

#### (1) 和名（命名法）

デキサメタゾンプロピオン酸エステル

#### (2) 洋名（命名法）

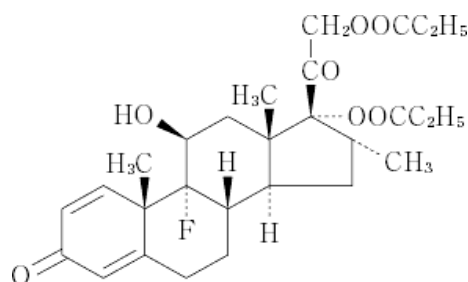
Dexamethasone propionate



(3) ステム

プレドニゾン誘導体：-methasone

3. 構造式又は示性式



4. 分子式及び分子量

分子式：C<sub>28</sub>H<sub>37</sub>FO<sub>7</sub> 分子量：504.59

5. 化学名（命名法）

9-Fluoro-11β,17,21-trihydroxy-16α-methylpregna-1,4-diene-3,20-dione 17,21-dipropionate（命名法：IUPAC 法）

6. 慣用名、別名、略号、記号番号

該当資料なし

7. CAS 登録番号

55541-30-5 (Dexamethasone propionate)

Ⅲ. 有効成分に関する項目

1. 物理化学的性質

(1) 外観・性状

白色の結晶性の粉末で、においはない。

(2) 溶解性

クロロホルム又は 1,4-ジオキサンに溶けやすく、メタノールにやや溶けやすく、エタノール（95）にやや溶けにくく、ジエチルエーテルに溶けにくく、水にほとんど溶けない。

溶 媒	本品 1g を溶かすのに必要な溶媒量
クロロホルム	1mL 以上 10mL 未満
1,4-ジオキサン	1mL 以上 10mL 未満
メタノール	10mL 以上 30mL 未満
エタノール（95）	30mL 以上 100mL 未満
ジエチルエーテル	100mL 以上 1000mL 未満
水	10000mL 以上

(3) 吸湿性

該当資料なし

(4) 融点（分解点）、沸点、凝固点

融点：200～206℃

(5) 酸塩基解離定数

該当資料なし



(6) 分配係数

該当資料なし

(7) その他の主な示性値

旋光度  $[\alpha]^{20}_D$  : +31～+37°

（乾燥後、0.1g、ジオキサン、10mL、100mm）

2. 有効成分の各種条件下における安定性	該当資料なし
3. 有効成分の確認試験法	呈色反応、吸光度測定法、赤外吸収スペクトル測定法
4. 有効成分の定量法	液体クロマトグラフ法（内標準法）
<b>IV. 製剤に関する項目</b>	
<b>1. 剤形</b>	
(1) 投与経路	経皮
(2) 剤形の区別、規格及び性状	<p>1)区別 軟膏剤</p> <p>2)規格 1g 中デキサメタゾンプロピオン酸エステル 1mg</p> <p>3)性状 デルムサット軟膏 0.1%は白色～微黄色の軟膏剤で、わずかに特異なおいがある。</p> <p>デルムサットクリーム 0.1%は白色～微黄色の乳剤性の軟膏剤で、わずかに特異なおいがある。</p>
(3) 製剤の物性	該当資料なし
(4) 識別コード	<p>デキサメタゾンプロピオン酸エステル軟膏 0.1%「ラクール」</p> <p>:  213</p> <p>デキサメタゾンプロピオン酸エステルクリーム 0.1%「ラクール」</p> <p>:  214</p>
(5) pH、浸透圧比、粘度、比重、安定な pH 域等	該当資料なし
(6) 無菌の有無	無菌製剤ではない。
<b>2. 製剤の組成</b>	
(1) 有効成分（活性成分）の含量	1g 中にデキサメタゾンプロピオン酸エステル 1mg を含有する。
(2) 添加物	<p>デキサメタゾンプロピオン酸エステル軟膏 0.1%「ラクール」 : ワセリン、流動パラフィン、プロピレングリコール、テトラオレイン酸ポリオキシエチレンソルビット</p> <p>デキサメタゾンプロピオン酸エステルクリーム 0.1%「ラクール」 : ワセリン、プロピレングリコール、セタノール、マクロゴール、スクワラン、自己乳化型ステアリン酸グリセリン、ポリオキシエチレンセチルエーテル、ステアリン酸ポリオキシル、パラベン、ジメチルポリシロキサン、二酸化ケイ素、クエン酸水和物</p>
(3) 添付溶解液の組成及び容量	該当しない

3. 用時溶解して使用する製剤の調製法	該当しない								
4. 懸濁剤、乳剤の分散性に対する注意	該当しない								
5. 製剤の各種条件下における安定性	各種条件下における安定性 <sup>1),2)</sup> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保存条件</th> <th>保存期間</th> <th>保存形態</th> <th>結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>40°C、75%RH</td> <td>6 箇月</td> <td>最終包装</td> <td>変化なし</td> </tr> </tbody> </table>	保存条件	保存期間	保存形態	結果	40°C、75%RH	6 箇月	最終包装	変化なし
保存条件	保存期間	保存形態	結果						
40°C、75%RH	6 箇月	最終包装	変化なし						
6. 溶解後の安定性	該当しない。								
7. 他剤との配合変化（物理化学的変化）	該当資料なし								
8. 溶出性	該当資料なし								
9. 生物学的試験法	該当しない。								
10. 製剤中の有効成分の確認試験法	1)イソニアジド試液との反応（液は黄色を呈する。） 2)フェーリング試液との反応（赤褐色の沈殿を生じる。） 3)薄層クロマトグラフ法（試料溶液及び標準溶液から得たスポットは青紫色を呈し、それらの Rf 値は等しい。）								
11. 製剤中の有効成分の定量法	液体クロマトグラフ法（内標準法）								
12. カ 価	該当しない。								
13. 混入する可能性のある夾雑物	該当資料なし								
14. 注意が必要な容器・外観が特殊な容器に関する情報	該当資料なし								
15. 刺激性	該当資料なし								
16. その他	なし								
V. 治療に関する項目									
1. 効能又は効果	湿疹・皮膚炎群（進行性指掌角皮症、ビダール苔癬、日光皮								

	<p>膚炎を含む)、痒疹群(蕁麻疹様苔癬、ストロフルス、固定蕁麻疹を含む)、虫さされ、薬疹・中毒疹、乾癬、掌蹠膿疱症、扁平紅色苔癬、紅皮症、慢性円板状エリテマトーデス、紅斑症(多形滲出性紅斑、ダリエ遠心性環状紅斑、遠心性丘疹性紅斑)、毛孔性紅色皰糠疹、特発性色素性紫斑(マヨッキー紫斑、シャンバーク病、紫斑性色素性苔癬様皮膚炎)、肥厚性癬痕・ケロイド、肉芽種症(サルコイドーシス、環状肉芽種)、悪性リンパ腫(菌状息肉症を含む)、アミロイド苔癬、斑状アミロイドーシス、天疱瘡群、家族性良性慢性天疱瘡、類天疱瘡、円形脱毛症</p>
<p>2. 用法及び用量</p>	<p>通常、1日1～数回、適量を患部に塗布する。</p>
<p>3. 臨床成績</p> <p>(1) 臨床データパッケージ</p> <p>(2) 臨床効果</p> <p>(3) 臨床薬理試験： 認容性試験</p> <p>(4) 探索的試験： 用量反応探索試験</p> <p>(5) 検証的試験</p> <p>(6) 治療的試験</p>	<p>該当資料なし</p>
<p>VI. 薬効薬理に関する項目</p>	
<p>1. 薬理学的に関連ある化合物又は化合物群</p>	<p>グルココルチコイド系副腎皮質ホルモン剤</p>
<p>2. 薬理作用</p>	
<p>(1) 作用部位・作用機序</p>	<p>作用部位：皮膚 作用機序：血管収縮作用、浮腫抑制作用、浸出液抑制作用、肉芽増殖抑制作用等のグルココルチコイド系副腎皮質ホルモンの作用による。</p>
<p>(2) 薬効を裏付ける試験成績</p>	<p>抗炎症作用 マウスを用いた実験的炎症モデル(クロトン油誘発皮膚炎、塩化ピクリル誘発遅延型アレルギー性皮膚炎)において、耳朶皮膚反応抑制作用を示した。<sup>3),4)</sup></p>
<p>VII. 薬物動態に関する項目</p>	
<p>1. 血中濃度の推移・測定法</p> <p>(1) 治療上有効な血中濃度</p>	<p>該当資料なし</p>

- (2) 最高血中濃度到達時間
- (3) 臨床試験で確認された血中濃度
- (4) 中毒域
- (5) 食事・併用薬の影響
- (6) 母集団解析により判明した薬物体内動態変動要因

## 2. 薬物速度論的パラメータ

該当資料なし

- (1) コンパートメントモデル
- (2) 吸収速度定数
- (3) バイオアベイラビリティ
- (4) 消失速度定数
- (5) クリアランス
- (6) 分布容積
- (7) 血漿蛋白結合率

## 3. 吸 収

該当資料なし

## 4. 分 布

該当資料なし

- (1) 血液－脳関門通過性
- (2) 血液－胎盤関門移行性
- (3) 乳汁への移行性
- (4) 髄液への移行性
- (5) その他の組織への移行性

## 5. 代 謝

該当資料なし

- (1) 代謝部位及び代謝経路
- (2) 代謝に関与する酵素  
(CYP450 等) の分子種
- (3) 初回通過効果の有無及びその割合
- (4) 代謝物の活性の有無及び比率
- (5) 活性代謝物の速度論的パラメータ

## 6. 排 泄

該当資料なし

- (1) 排泄部位及び経路
- (2) 排泄率

(3) 排泄速度

7. トランスポーターに関する情報

該当資料なし

8. 透析等による除去率

該当資料なし

VIII. 安全性（使用上の注意等）に関する項目

1. 警告内容とその理由

該当しない。

2. 禁忌内容とその理由（原則禁忌を含む）

**【禁忌】**（次の患者には使用しないこと）

- 1) 細菌・真菌・スピロヘータ・ウイルス皮膚感染症 [免疫を抑制し、感染症が悪化するおそれがある。]
- 2) 本剤の成分に対し過敏症の既往歴のある患者
- 3) 鼓膜に穿孔のある湿疹性外耳道炎 [穿孔部位の治癒の遅延及び感染のおそれがある。]
- 4) 潰瘍（ベーチェット病は除く）、第2度深在性以上の熱傷・凍傷の患者 [組織修復・肉芽形成を抑制し、治癒が遅延するおそれがある。]

3. 効能又は効果に関連する使用上の注意とその理由

該当しない。

4. 用法及び用量に関連する使用上の注意とその理由

該当しない。

5. 慎重投与内容とその理由

該当しない。

6. 重要な基本的注意とその理由及び処置方法

- 1) **皮膚感染を伴う湿疹・皮膚炎には使用しないことを原則とするが、やむを得ず使用する必要がある場合にはあらかじめ適切な抗菌剤（全身適用）、抗真菌剤による治療を行うか又はこれらとの併用を考慮すること。**
- 2) **大量又は長期にわたる広範囲の密封法（ODT）等の使用により、副腎皮質ステロイド剤を全身的投与した場合と同様な症状があらわれることがある。**

7. 相互作用

該当しない。

(1) 併用禁忌とその理由

(2) 併用注意とその理由

8. 副作用

(1) 副作用の概要

(2) 重大な副作用と初期症状

(3) その他の副作用

該当資料なし

**緑内障、後のう白内障**（頻度不明）：眼瞼皮膚への使用に際しては、**眼圧亢進、緑内障**を起こすことがあるので注意すること。大量又は長期にわたる広範囲の使用、密封法（ODT）により、**後のう白内障、緑内障**等があらわれることがある。本剤は使用成績調査等の副作用発現頻度が明確となる調査を実施していないため、発現頻度は不明である。

皮膚の感染症	皮膚の真菌性感染症（カンジダ症、白癬等）、細菌性感染症（伝染性膿痂疹、毛のう炎等） <密封法（ODT）の場合に起こりやすい。>
	処置：適切な抗真菌剤、抗菌剤等を併用し、症状がすみやかに改善しない場合には使用を中止すること。
その他の皮膚症状	<長期連用により>ステロイド皮膚（皮膚萎縮、毛細血管拡張、紫斑）、ステロイド瘡瘡、魚鱗癬様皮膚変化、多毛、色素脱失、ステロイド酒皸・口囲皮膚炎（ほほ、口囲等に潮紅、丘疹、膿疱、毛細血管拡張を生じる）
	処置：上記症状があらわれた場合には徐々にその使用を差しひかえ、副腎皮質ステロイドを含有しない薬剤に切り替えること。
	痒痒、接触皮膚炎
過敏症	皮膚の刺激感、発疹
	処置：投与を中止するなど適切な処置を行うこと。
下垂体・副腎皮質系機能	<大量又は長期にわたる広範囲の使用、密封法（ODT）により>下垂体・副腎皮質系機能の抑制

(4) 項目別副作用発現頻度及び臨床検査値異常一覧

該当資料なし

(5) 基礎疾患、合併症、重症度及び手術の有無等背景別の副作用発現頻度

該当資料なし

(6) 薬物アレルギーに対する注意及び試験法

「2. 禁忌内容とその理由」、「6. 重要な基本的注意とその理由及び処置方法」及び「8. 副作用」の項参照。

9. 高齢者への投与

一般に高齢者では副作用があらわれやすいので、大量又は長

	期にわたる広範囲の密封法（ODT）等の使用に際しては注意すること。
10. 妊婦、産婦、授乳婦等への投与	妊婦又は妊娠している可能性のある婦人に対しては大量又は長期にわたる広範囲の使用を避けること。[妊婦に対する安全性は確立していない。]
11. 小児等への投与	長期・大量使用又は密封法（ODT）により、発育障害をきたすおそれがある。また、おむつは密封法（ODT）と同様の作用があるので注意すること。
12. 臨床検査結果に及ぼす影響	該当資料なし
13. 過量投与	該当資料なし
14. 適用上の注意	使用部位：眼科用として使用しないこと。 使用方法：患者に化粧下、ひげそり後などに使用することのないよう注意すること。
15. その他の注意	該当しない。
16. その他	なし
<b>Ⅸ. 非臨床試験に関する項目</b>	
<b>1. 薬理試験</b>	
（1）薬効薬理試験	「Ⅵ. 薬効薬理に関する項目」参照
（2）副次的薬理試験	該当資料なし
（3）安全性薬理試験	該当資料なし
（4）その他の薬理試験	該当資料なし
<b>2. 毒性試験</b>	
（1）単回投与毒性試験	該当資料なし
（2）反復投与毒性試験	
（3）生殖発生毒性試験	
（4）その他の特殊毒性	
<b>Ⅹ. 管理的事項に関する項目</b>	
<b>1. 規制区分</b>	製剤：劇薬 有効成分：毒薬



2. 有効期間又は使用期限	使用期限：3年（チューブ、外箱に表示の使用期限内に使用すること。）
3. 貯法・保存条件	室温遮光気密保存
4. 薬剤取扱い上の注意点 (1) 薬局での取り扱いについて (2) 薬剤交付時の注意 (患者等に留意すべき 必要事項等)	該当しない。
5. 承認条件等	該当しない。
6. 包装	チューブ：10g×10、ポリエチレン容器：500g
7. 容器の材質	アルミニウムチューブ、ポリエチレン容器
8. 同一成分・同効薬	同一成分薬：メサデルム軟膏 0.1%（岡山大鵬薬品） 同効薬： ベタメタゾン吉草酸エステル、ジフルコルトロン吉草酸エステル、クロベタゾールプロピオン酸エステル
9. 国際誕生年月日	1987年1月12日
10. 製造販売承認年月日及び承認番号	製造販売承認年月日： デキサメタゾンプロピオン酸エステル軟膏 0.1%「ラクール」 ：2018年12月28日 デキサメタゾンプロピオン酸エステルクリーム 0.1%「ラクール」 ：2018年12月28日 承認番号： デキサメタゾンプロピオン酸エステル軟膏 0.1%「ラクール」 ：23000AMX00887000 デキサメタゾンプロピオン酸エステルクリーム 0.1%「ラクール」 ：23000AMX00888000
11. 薬価基準収載年月	2019年6月

12. 効能又は効果追加、用法及び用量変更追加等の年月日及びその内容	該当しない
13. 再審査結果・再評価結果公表年月日及びその内容	該当しない
14. 再審査期間	該当しない
15. 投与期間制限医薬品に関する情報	本剤は、投与期間に関する制限は定められていない。
16. 各種コード	<p>デキサメタゾンプロピオン酸エステル軟膏 0.1%「ラクール」  HOT (9桁) 番号：118159302  厚生労働省薬価基準収載医薬品コード：2646726M1125  レセプト電算コード：621815902</p> <p>デキサメタゾンプロピオン酸エステルクリーム 0.1%「ラクール」  HOT (9桁) 番号：118158602  厚生労働省薬価基準収載医薬品コード：2646726N1120  レセプト電算コード：621815802</p>
17. 保険給付上の注意	なし
<b>X I. 文 献</b>	
1. 引用文献	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 東光薬品工業(株)社内資料「安定性試験 (軟膏)」</li> <li>2) 東光薬品工業(株)社内資料「安定性試験 (クリーム)」</li> <li>3) 東光薬品工業(株)社内資料「生物学的同等性試験 (軟膏)」</li> <li>4) 東光薬品工業(株)社内資料「生物学的同等性試験 (クリーム)」</li> </ol>
2. その他の参考文献	該当資料なし
<b>X II. 参考資料</b>	
1. 主な外国での発売状況	該当しない。
2. 海外における臨床支援情報	該当資料なし
<b>X III. 備 考</b>	
その他の関連資料	該当資料なし



発売元

**ラクール薬品販売株式会社**  
東京都足立区鹿浜1丁目9番14号



製造販売元

**東光薬品工業株式会社**  
東京都足立区新田2丁目16番23号